

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十一年厚生省告示第二一七号）  
(抄)

(傍線の部分は改正部分)

	改	正	案	現	行
厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準	(略)	二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法	二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法	二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法	二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法
厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法	イ (略)	ロ 指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	ロ 指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十五年九月三十日までの間は、同表の上欄中「指定居宅サービス基準第百十一条に定める員数」とあるのは、「指定居宅サービス基準第百十一条に定める員数(当該指定通所リハビリテーション事業所が指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第二十八号)附則第二条の適用を受ける場合にあっては、同条の規定によりなお従前の例によることとされた指定通所リハビリテーション事業所ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者の員数)」とする。	イ (略)	ロ 指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十五年九月三十日までの間は、同表の上欄中「指定居宅サービス基準第百十一条に定める員数」とあるのは、「指定居宅サービス基準第百十一条に定める員数(当該指定通所リハビリテーション事業所が指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第二十八号)附則第二条の適用を受ける場合にあっては、同条の規定によりなお従前の例によることとされた指定通所リハビリテーション事業所ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者の員数)」とする。
厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準	二 厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法	二 厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法	二 厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法	二 厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法	二 厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法

<p>学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準</p> <p>指定居宅サービス基準第百十一條に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>ビリテーション費の算定方法</p> <p>学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準</p> <p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>ビリテーション費の算定方法</p> <p>学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準</p> <p>指定居宅サービス基準第百十一條に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>ビリテーション費の算定方法</p> <p>学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準</p> <p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
---	---	--	---

<p>指定居宅サービス基準 第百十一 条に定める員数を置いていない こと。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費單 位数表の所定単位数に百分の七 十を乗じて得た単位数を用いて 、指定居宅サービスに要する費 用の額の算定に関する基準の例 により算定する。</p>	<p>ヒリティー・ション費の算定方法 学療法士・作業療法士・言語聴 覚士・看護職員又は介護職員の 員数の基準</p>
---	--	--

厚生労働大臣が定める介護職員 又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所 生活介護費の算定方法
--------------------------------	------------------------------

厚生労働大臣が定める介護職員  
又は看護職員の員数の基準

---

厚生労働大臣が定める短期入所  
生活介護費の算定方法

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数を算定する場合	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数を算定する場合	<p>（当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定居宅サービス基準第百二十二条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（単独型ユニット型短期入所生活介護費）に限る。</p> <p>）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>
厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法	<p>厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法</p> <p>位数表の所定単位数に百分の七増すごとに一以上の介護職員又</p>
厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法	<p>厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法</p>

(当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数) 入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定居宅サービス基準第二百二十二条に定める介護職員又は看護職員の員数) が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費(単独型ユニット型短期入所生活介護費に限る。) については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員 又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数
利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又	指定期宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七 算定する。	指定期宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七 十を乗じて得た単位数を用いて 、指定期宅サービスに要する費 用の額の算定に関する基準の例 により算定する。	(当該指定期宅サービス介護事業所が一部小規模生活単位型指定期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定期宅サービス基準第百二十二条に定める介護職員又は看護職員の員数)が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費(単独型小規模生活単位型指定期入所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。
厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法	指定期宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七 算定する。	指定期宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七 十を乗じて得た単位数を用いて 、指定期宅サービスに要する費 用の額の算定に関する基準の例 により算定する。	(当該指定期入所生活介護事業所が同令附則第二条の適用を受ける場合にあっては、同条により読み替えて適用される同令第二十一条)一とする。

<p>生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準</p> <p>（当該指定短期入所生活介護事業所が同令附則第二条の適用を受ける場合にあっては、同条により読み替えて適用される同令百二十二条）»とする。</p>	<p>定期宅サービス基準第二十一条に定める員数を置いていたこと。</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法</p> <p>定期宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、定期宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>二 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数            （当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定定期宅サービス基準第二十二条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>		

<p>指定居宅サービス基準 第百二十一条に定める員数を置いていたこと。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
---	---

が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数を算定する場合）と、短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体が基準第二百二十四条第三項に規定する併設本体施設をいう。本において同じ。）が一部ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分（特別養護老人ホーム基準第四十四条に規定するユニット部分をいう。本において同じ。）以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

。は看護職員を置いていないこと

十を乗じて得た単位数を用いて  
、指定居宅サービスに要する費  
用の額の算定に関する基準の例  
により算定する。

本 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数  
が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定  
短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体  
施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあって、  
は、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とさ  
れる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、  
当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百  
二十二条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護  
老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの  
ユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員  
数を置いてない場合を含む。）における短期入所生活介護費（  
併設型ユニット型短期入所生活介護費に限る。）については、  
同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員 又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所 生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を 増すごとに一以上の介護職員又 は看護職員を置いていないこと 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基 準並びに短期入所療養介護費の算定方法	指定居宅サービス介護給付費單 位数表の所定単位数に百分の七十 を乗じて得た単位数を用いて 、指定居宅サービスに要する費 用の額の算定に関する基準の例 により算定する。

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基  
準並びに短期入所療養介護費の算定方法  
イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る  
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基  
準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員  
、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる  
員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（介  
護老人保健施設短期入所療養介護費に限る。）については、  
同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員 又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所 生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を 増すごとに一以上の介護職員又 は看護職員を置いていないこと 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基 準並びに短期入所療養介護費の算定方法	指定居宅サービス介護給付費單 位数表の所定単位数に百分の七十 を乗じて得た単位数を用いて 、指定居宅サービスに要する費 用の額の算定に関する基準の例 により算定する。

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基  
準並びに短期入所療養介護費の算定方法  
イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る  
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基  
準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員  
、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる  
員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費につ  
いては、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看 護職員、介護職員、理学療法士 又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所 生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百四十 二条に定める員数を置いていな いこと（当該指定短期入所療養 介護事業所が、一部ユニット型 指定短期入所療養介護事業所（ 指定居宅サービス基準第百五十 五条の十五に規定する一部ユニ ット型指定短期入所療養介護事 業所をいう。以下この号において 同じ。）である場合にあっては、指 定居宅サービス基準第百四十二 条に定める員数の医師、理学療法 士若しくは作業療法士を置いてお らず、又は当該指定	指定居宅サービス介護給付費單 位数表の看護職員及び介護職員 の配置に応じた所定単位数に百 分の七十を乗じて得た単位数を 用いて、指定居宅サービスに要 する費用の額の算定に関する基 準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看 護職員、介護職員、理学療法士 又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所 生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百四十 二条に定める員数を置いていな いこと（当該指定短期入所療養 介護事業所が、一部ユニット型 指定短期入所療養介護事業所（ 指定居宅サービス基準第百五十 五条の十五に規定する一部ユニ ット型指定短期入所療養介護事 業所をいう。以下この号において 同じ。）である場合にあっては、指 定居宅サービス基準第百四十二 条に定める員数の医師、理学療法 士若しくは作業療法士を置いてお らず、又は当該指定	指定居宅サービス介護給付費單 位数表の看護職員及び介護職員 の配置に応じた所定単位数に百 分の七十を乗じて得た単位数を 用いて、指定居宅サービスに要 する費用の額の算定に関する基 準の例により算定する。

。は看護職員を置いていないこと  
十を乗じて得た単位数を用いて  
、指定居宅サービスに要する費  
用の額の算定に関する基準の例  
により算定する。

短期入所療養介護事業所のニニ  
ット部分（指定居宅サービス基  
準第百五十五条の十四に規定す  
るニニット部分をいう。以下この  
の号において同じ。）以外の部  
分について、指定居宅サービス  
基準第百四十二条に定める員数  
の看護職員又は介護職員を置い  
ていない場合を含む。）。

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ニニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。
厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準

指定短期入所療養介護事業所で ある場合にあっては、指定居宅 サービス基準第百四十二条に定 める員数の医師、理学療法士若 しくは作業療法士を置いておら ず、又は当該指定短期入所療養 介護事業所のニニット部分につ いて、同条に定める員数の看護 職員又は介護職員を置いていな い場合を含む。）。
用いて、指定居宅サービスに要 する費用の額の算定に関する基 準の例により算定する。

(略)
口 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣 が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期 入所療養介護費の算定方法
(1) (略)

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職 員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げ るところにより算定する。
口 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣 が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期 入所療養介護費の算定方法

厚生労働大臣が定める医師、看 護職員又は介護職員の員数の基 準
厚生労働大臣が定める短期入所 療養介護費の算定方法

別に厚生労働大臣が定める地域 に所在する指定短期入所療養介 護事業所であつて、医師の確保に 関する計画を都道府県知事に届 け出たもの以外の指定短期入
厚生労働大臣が定める短期入所 療養介護費の算定方法

医療費分担事務所において、<sup>1</sup> すなはち、<sup>2</sup> 定居宅サービス基準第百四十二条に定められた、<sup>3</sup> すなはち、<sup>4</sup> 定居宅サービス基準に要する費用の額の算定に係る基準の例により算定する。

らす。かて 指定短定期入所療養  
介護を行う病棟に同条件に定める  
員数の看護職員及び介護職員を  
置いていること。(当該指定短期  
入所療養介護事業所が、一部ニ

入所療養介護事業所で、一層のニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、

二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。」。

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては

は、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第四百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。)。

指定居宅サービス基準第百四十四条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと、(当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第百四十二条に

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する

居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同令第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。

ビスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。

- 指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第百四十二条に定

定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行ふ病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。

(当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める看護職員の員数の百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。

得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行ふ病棟に同令第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。

基準の例により算定する。

基準の例により算定する。

定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行ふ病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。

(当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める看護職員の員数の百分の六十を乗じて得た数の看護師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分においては、同条に定める看護職員を置いている場合を含む。)。

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型認知症疾患型短期入所療養費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
-------------------------------	--------------------------

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行ふ病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合には、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。	指定居宅サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型認知症疾患型短期入所療養費の所定単位数に百分の六十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。）。
---	--

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
-------------------------------	--------------------------

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行ふ病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合には、同条に定める員数について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。	指定居宅サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型認知症疾患型短期入所療養費の所定単位数に百分の六十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。）。
---	--

指定居宅サービス基準第百四十

二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について）。

部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部

、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短業所が、一部ユニット型指定短

期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部

、指定居宅サービス介護給付費單位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ていない場合を含む。）。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について）。

、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短業所が、一部ユニット型指定短

期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部

、指定居宅サービス介護給付費單位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。